

令和6年3月 下田市教育委員会定例会 会議録

令和6年3月25日(火)13時30分、下田市教育委員会定例会を下田市立中央公民館大会議室に招集した。

出席委員は次のとおりである。

山田 貞己	教育長
佐藤 知佐子	委員
西堀 政幸	委員
宮内 慎也	委員
西川 紀栄	委員

委員以外に出席した者は次のとおりである。

佐々木 雅昭	学校教育課長
土屋 大祐	学校教育課参事
増田 義和	学校教育課 課長補佐兼こども育成係長
鈴木 美鈴	生涯学習課 課長補佐
中堀 啓司	生涯学習課 社会教育係長
齋藤 祐樹	学校教育課 学校教育係長
土屋 和久	学校教育課 主事

本会議録調製者は次のとおりである。

土屋 和久	学校教育課 主事
-------	----------

1 開会

13時30分 教育長開会を宣す。

2 会議録署名人選出

会議録署名人に 西堀 政幸 委員を選出。

3 2月定例会会議録承認

事務局より報告、承認。

4 教育長報告事項

3月事業報告及び4月事業計画について、学校教育課、生涯学習課社会教育係長から資料に基づき説明。

## 教育長

### 性犯罪歴就業制限 20 年

日本版DBS（前歴開示及び前歴者就業制限機構）子どもの安全重視

- ・性犯罪歴の照会機関を刑の終了から 20 年とするもので、子どもの安全を守る観点からさらに重視し、就業制限を 20 年と伸ばしたということです。性犯罪歴のある人が子どもと関わる仕事に就きにくくすることとなりました。

### 「伊豆中学校」校章決定へ

- ・2025 年度(令和 7 年度)開校予定の伊豆市の新中学校で、中伊豆、天城、修善寺の 3 中学校の統合です。下田中学校への視察も二回ほどありました。

### 教員の給与改善議論スタート

- ・中央教育審議会の特別部会(教員確保策を話し合う)で、学生が教員に就くことを避ける要因の一つに、給特法(教員給与特別措置法)で定める教職調整額制度の勤務実態に合わない現状が挙げられるます。この調整額を上げるという案と、国立・私立校で実施されている残業代を支払う案で議論がされていますが、法の廃止だけでなく、根本的な問題があることも指摘する専門家もいます。

### 中学校部活動指導員新年度 8 人に倍増

- ・沼津市教育委員会が進めております。下田市は、第二回部活動在り方検討協議会を 2 月に開き、第三回目を 8 月から 9 月頃予定し、教育委員秋の今後の計画策定を示していく方向で進めています。

### 学生の学校体験後押し 教員確保と意欲向上へ 県教委が仲介

- ・2024 年度から、学生に補助を望む学校(小中高・特支学校)を紹介し、希望する学生に、幅広い教育活動を提供できるようにするシステムです。教職を目指す学生の意欲向上と、教員確保につなげるねらいで、教育実習以外で学校現場を体験することが教職のやりがいや課題を知ることになると教育政策課担当のコメントでした。

### 福岡の小 1 男児給食詰まり死亡 ウズラの卵

- ・話題となったものです。

### 二人に教育研究奨励賞 杉原教諭(下小)山田涼子教諭(大賀茂小)

- ・前回の定例会後の表彰の通りです。

### 賀茂地区 4 校卒業式

- ・4 月 1 日に一斉に開式されました。

### 賀茂 4 校 卒業式表彰者

- ・皆勤賞はじめ、様々な賞があります。

- 子どもに「性加害の恐れ」犯罪歴なしでも制限
- ・先ほどの記事に関連しているものです。

#### 公立校入試始まる

- ・下田普通 1.05 倍、理数科 0.35 倍、分校 0.65 倍、松崎 0.45 倍、稲取 0.99 倍。節分行事と、能登半島被災地支援の募金活動です。

#### 記者コラム 新天地での活躍祈る

- ・南伊豆分校の卒業式についての記事です。20 人の卒業生が少数精鋭での学校生活での活躍ぶりを記事にしてありました。地域連携や子ども園との交流など、多くの記事に掲載されていました。今年の受験者は 25 人だったと思いますが、さらに増えたので活躍が楽しみです。

#### 県立夜間中学

- ・県立ふじのくに中学校、2024 年度の入学生は、今のところ 10 人。三島が 3 人と磐田が 7 人。本年度は 20 人程度の募集で、3 月 16 日に入学希望者説明会を開催しています。

#### コミュニティ・スクール導入校全体の半数、18,135 校。

- ・導入努力義務だった 2017 年の 3600 校から 5 倍以上となりました。

#### 精神疾患による教員の休職 過去最多 6539 人。約 2 割退職。

- ・2022 年度の調査調査ですが、休職 1 年以上は 31.7%。厳しいメンタルヘルス状況が浮き彫りになっています。

#### 7 割超の保護者家庭教育に不安、「スマホ利用が悩み」

- ・「誹謗中傷・いじめ」が 8 割。SNS・ネット上のトラブルが際立っています。東京都中学校長会 610 校の調査です。ちなみに、カナダでは、対教師暴力が増加中のようです。

#### 姉妹校交流下田高校 1, 2 年生米国研修(20~27 日)

- ・24 人の希望者参加で、5 年ぶり七回目です。一人 50 万円で実施し、姉妹校タウンゼントハリス校との交流、ハリスとペリーの墓参、ニューポート市の観光予定です。

#### 高校合格に笑顔咲く 県内公立 Web で発表

- ・合格発表は、合格者番号は張り出す発表方法が変更され、正午以降に Web サイトでの表示となりました。

#### 垣根越え中学合同部活動 西伊豆町、松崎町生徒減、課題改善へ検討

- ・16 日にも「中学の部活共同運営で検討」という関連記事がありました。

潮風が気持ちよい 下田マラソンに 100 人。

・103 人でしたが、かなりの盛況でした。17 日の日曜日、強風で運営は大変でしたが、親子の賑わいで、景品抽選会もあり、寒さを感じないほど喜んでいました。駅伝を走る会が主催。市町駅伝、河津下田駅伝、その他スポーツイベントの底上げにつながればと思いました。

最後の校歌、ありがとう田子小学校 150 年の歴史に幕 山本憶久校長はまた下田に。

・主催は、毎年 6 月に慰霊祭を行っている「下岡蓮杖を顕彰する会」です。下田に眠っている蓮杖の数々の作品が展示されました。展示会場では下田小学校 5 年生が、「技の蓮杖」と歌われた校歌を歌い、会場を盛り上げました。この日のために校歌を聴こうと、東京から訪れた卒業生もいました。担任、教頭、校長、支援員さん引率で、参観日にもかかわらず参加してくれました。

賀茂発のフリースクール 小中生の「自立・自活」へ

・旧岡方村に 4 月 2 日から開校です。

自己新連発 本命に弾み 松本周也選手

・稲生沢小中、卒業生。伊東高校、中京大。東京で行われているパリ五輪選考大会で、100 メートル自由形、200 メートル個人メドレーで決勝進出しました。

記事にはありませんが、交通安全母の会から、防犯ブザーとランドセルカバーが新入生に送られることとなっております。私からは以上です。何か質疑、ご意見等ございますでしょうか。

佐藤委員 部活動在り方検討会について、どのようなことが話題になっているのでしょうか。

教育長 下田市としての方向性を考えていくところです。4 月からの市町の状況、県の状況を参考に検討して、夏明けごろ第 3 回を開催する予定という流れとなります。

西堀委員 教員の精神疾患について、下田市内ではどのような状況でしょうか。

教育長 以前よりも業務改善を進めておりますが、市内にも数名いる状況です。

宮内委員 夜間中学校について、不登校児童向けのものなのでしょうか。

教育長 不登校児童に限らず、病気が続いて義務教育を受けられなかった方や、外国籍の方、義務教育を受けられなかった年配の方です。人数は多くありません。

西川委員 下田市はウズラの卵はどうしてるのでしょうか。

学校教育課係長 給食ガイドラインの避けるべき食材に記載されていないため、提供していますが、ウズラの卵に限らず、食育の中で注意喚起、指導を行っております。

教育長 その他質疑、意見等ございますか。

全委員 特になし。

教育長 特になしとのことで、教育長報告事項を承認とさせていただきます。

## 5 議事

### (1) 議第8号 下田市教育委員会事務局職員の人事異動について

学校教育課長 それでは、議第8号 下田市教育委員会事務局職員の人事異動についてご説明申し上げます。

下田市教育委員会事務局職員の人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第3号の規定により、お配りした内示書のとおり教育委員会の承認を求めるものでございます。

令和6年4月1日付けの人事異動内示が3月19日に発令され、教育委員会事務局職員の異動については、学校教育課では、学校教育課長が役職定年し議会事務局へ、3ページ目になりますが、学校教育課参事が静岡県教育委員会に転出、また同じく3ページ目ですが課長補佐兼こども育成係長と主事1名が退職となる他、1ページに戻っていただいて主査1名、主事2名が転出し、新たに課長、参事、課長補佐兼こども育成係長の他、新規採用職員1名を含めた主事4名が学校教育課に異動となります。

生涯学習課では、生涯学習課長が学校教育課長に、社会教育係長と技師、主事各1名が転出し、課長、図書係長の他、新規採用職員1名を含めた主事2名が転入し、社会教育係の主査が係長となります。

再任用職員については、課長補佐1名が継続する他、1名の課長補佐が新たに異動することになります。

保育所等の関係は、3ページ目になりますが認定こども園園長が退職する他、下田保育所園長と保育士1名が市長部局へ出向し、保育教諭1名が新規採用となります。

この他、稲梓小学校の用務員1名が退職となり、正規の用務員については下田中学校に配置している1名のみとなるものでございます。

以上大変雑駁な説明でしたが、議第8号 下田市教育委員会事務局職員の人事異動についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明に質疑、意見等ございましたらお願いします。

全委員 異議なし。

教育長 異議なしということで議第8号 下田市教育委員会事務局職員の人事異動については原案のとおり承認することで決定しました。

(2) 議第9号 下田市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の制定について

学校教育課係長 7ページをお願いします。

議第9号 下田市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の制定について 下田市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり、定めることについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由ですが、教職員等分学校給食費改定のほか、所要の改正を行うためでございます。めくっていただき9ページから11ページが今回の改正に係る改め文、12ページから14ページが新旧対照表になります。改正の内容につきましては、12ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。左側が改正前、右側が改正後のものとなっております、アンダーラインが引いてある部分が今回の改正箇所でございます。

まず、別表1のうち「小学校教職員等」欄1食単価「270円」年間納入額「48,600円」とあるものを、それぞれ「285円」「51,300円」に改め、同じく「中学校教職員等」欄1食単価「322円」年間納入額「57,960円」とあるものを、それぞれ「340円」「61,200円」に改めるもの。こちらにつきましては物価高騰にあたり、令和5年8月23日に開催されました下田市学校給食運営協議会にて協議された「小学校1食単価15円引き上げ」「中学校1食単価18円引き上げ」の内容を受けたもので、児童生徒分学校給食費については国の物価高騰対策臨時交付金にて負担軽減を図るため、今回改正となるのは教職員等分のみとなるものです。

次に別表2については年間納入額の改正に合わせて各期別の納入額を改めるもの、その下の児童手当の支払期日については、令和6年度より児童手当の支給回数が増えることとなるため、12月の項を追加し、納入額を割り振るもの。めくっていただき14ページ様式第4号については表の中程、児童手当の支給回数の変更に伴う説明文の修正となっております。

それではお戻りいただき11ページ。

附則でございますが、この規則は、令和6年4月1日から施行する。この規則による改正後の下田市学校給食費に関する規則の規定は、令和6年度以後の年度分の学校給食費について適用し、令和5年度分までの学校給食費については、なお従前の例による

ものでございます。

以上大変、雑駁ではございますが、事務局の説明を終了させていただきます。  
ご審議のほど、よろしくお願い致します。

西堀委員 下田市は給食の無償化の案はないのでしょうか。

学校教育課長 無償化するためには、多大な費用がかかり、給食以外にも学校施設等にかかる費用も大きいため、難しい現状です。

教育長 その他質疑、意見等ございますか。

全委員 特になし。

教育長 異議なしということで議第9号 下田市給食費に関する規則の一部を改正する規則の制定については原案のとおり承認することで決定しました。

(3) 議第10号 下田市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

学校教育課係長 15ページをお願いします。

議第10号 下田市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

下田市立学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり、定めることについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由でございますが、その他主任等の任命方法の改正及び字句の修正等所要の改正を行う為でございます。

めくっていただき17ページが今回の改正に係る改め文、18ページが新旧対照表になります。

改正の内容につきましては、18ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

左側が改正前、右側が改正後のものとなっております、アンダーラインが引いてある部分が今回の改正箇所でございます。

第3章の章名中「、教具」を「及び教具」に改め、

第28条第2項中「の内申をもって」を「が任命し」に、「が命ずる」を「に報告する」に改めるもの。

こちらは県の学校管理規則にならい、任命権者を学校長に変更し、その報告を求めるように改めるものです。

お戻りいただき17ページ。附則でございますが、この規則は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上大変、雑駁ではございますが、事務局の説明を終了させていただきます。  
ご審議のほど、よろしくお願い致します。

教育長 　　ただいまの説明に質疑、意見等ございましたらお願いします。

全委員 　　異議なし。

教育長 　　異議なしとのことで、議第 10 号 下田市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について原案のとおり承認することに決定しました。

(4) 議第 11 号 下田市スポーツ大会開催費補助金交付要綱の制定について

生涯学習課係長 　　19 ページをお願いします。

議第 11 号 下田市スポーツ大会開催費補助金交付要綱を、20・21 ページのとおり定めることについて、教育委員会の承認を求めるものです。

提案理由と致しましては、市が開催するスポーツ大会の開催費に補助金を交付するため、でございます。

下田市スポーツ大会開催費補助金は、本市におけるスポーツの振興及び普及を目的とし、下田市を事務局に含む、実行委員会等の設置に伴い、開催されるスポーツ大会において、補助金を交付するものです。

下田・河津間駅伝競走大会への補助金に加え、黒船アクアスロン大会への補助金を加えました。今後も、新たに実施されるスポーツ大会への補助金を交付したい場合は、その都度、教育委員会へ承認を求めることとなります。

それでは、要綱について説明させていただきます。

めくっていただき、20・21 ページをお願いします。

第 1 条は、本市におけるスポーツの振興及び普及を目的とする、下田市スポーツ大会開催費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるとした、趣旨について定めております。第 2 条は、補助金の交付対象となる事業及び、交付対象となる者を別表にて定めております。 21 ページの別表をご覧ください。

補助対象事業は、下田・河津間駅伝競走大会と、黒船アクアスロンと定め、各実行委員会へ交付することを定めております。

第 3 条は、補助金の交付の対象となる経費を、各号により、定めております。

第 4 条は、補助金の額は、補助対象経費に対し、予算の範囲内で市長が定める額とし、別表の補助対象事業に伴う予算額となります。

2 月定例会において、令和 6 年度の当初予算で計上させて頂きましたが、100 万円となり、内訳としては、下田・河津間駅伝競走大会が 600 千円、黒船アクアスロン大会が 300 千円、予備費として 100 千円となるものです。

第 5 条は、その他として、この要綱の定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な

事項は、市長が別に定めることを規定しております。

附則でございます。この告示は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、「下田市スポーツ大会開催費補助金交付要綱の制定について」に関する説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

教育長

ただいまの説明に質疑、意見等ございましたらお願いします。

全委員

異議なし。

教育長

異議なしとのことで、議第11号 下田市スポーツ大会開催費補助金交付要綱の制定については原案のとおり承認することに決定しました。

(5) 議第12号 下田市スポーツ大会等誘致推進事業補助金交付要綱の制定について

生涯学習課係長

22ページをお願いします。

議第12号 下田市スポーツ大会等誘致推進事業補助金交付要綱を、別紙23ページから37ページのとおり定めることについて、教育委員会の承認を求めるものです。

提案理由と致しましては、参加者を市外から参集し、市内に半数以上が宿泊するスポーツ大会等に対して、補助金を交付するためでございます。

下田市スポーツ大会等誘致推進事業補助金は、原則、下田市内を会場に、スポーツの振興(推進)を目的とする日本スポーツ協会に加盟している競技団体等において、参加人数、宿泊者数、市外からの参集など、対象要件を満たすスポーツ大会等において、補助金を交付するものです。

それでは、要綱について説明させていただきます。

23ページをお願いします。

第1条は、下田市の交流人口の増加及び地域活性化のため、本市でスポーツ大会等を開催しようとする団体に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるとした、趣旨について定めております。

第2条は、各号に掲げる用語の意義を定義しております。

第3条は、補助金の交付対象者として、日本スポーツ協会の加盟団体など、各号において、定めております。

第4条は、補助対象事業を定めているもので、第1項は、スポーツの振興を目的とするものであって、かつ、対象となる要件を、各号に定めております。

第2項は、第1項の規定にかかわらず、営利目的での開催など、補助金を交付しな

い大会等の要件を、各号において定めております。

めくっていただき、24 ページをお願いします。

第5条は、補助金の額について、予算の範囲内において、別表に定める金額を交付するものと定めております。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではないとしております。

第6条は、補助金の交付申請について、申請書及び添付書類の様式を、27 ページから29 ページにて定めております。

第7条は、補助金を交付決定する場合の、通知書の様式を、30 ページのとおり定め、申請者に通知することを定めております。

第8条は、補助金の変更申請が必要な場合の事項を、各号において規定し、第2項では、計画の変更・中止を承認してもらうために提出する申請書の様式を、31 ページに、添付書類の様式を28・29 ページのとおり定めております。

第9条は、前条の規定に伴う変更承認決定通知書の様式を30 ページのとおり定め、申請者に通知することを定めております。

第10条は、大会等終了後の実績報告に伴う報告書の様式及び、各号において、添付すべき書類を定め、各様式は32 から34 ページのとおり定めております。

第11条は、前条の規定による実績報告の内容を審査し、適正であると認めたときに、交付すべき額を確定し、その旨を通知するための補助金交付確定通知書の様式を、35 ページのとおり定め、補助事業者に通知する旨を定めております。

第12条は、補助金の交付請求書の様式と市長に提出する旨の定め、第2項は、市長が必要と認めた時は、概算払い又は前金払いにより交付できる旨の定め、第3項は、概算払又は前金払いに伴う請求書の様式及び市長に提出する旨を定めております。各様式は、36・37 ページとなります。

第13条は、交付決定を取り消す場合の事項を各号に定め、各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる旨を定めております。

第14条は、補助金の取消しに伴い、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる旨を定めております。

第15条は、補助事業に係る収支の状況を帳簿その他の証拠書類により整備しておかなければならないことを定めております。

第16条は、補則として、この要綱の定めるもののほか、当該補助金に関し必要な事項は、市長が別に定めることを規定しております。

別表として、26 ページをお願いします。第5条関係で、対象要件を2つに区分しております。

1つ目として、参加者が100名以上であった場合は、補助対象経費の1/3以内で、1大会につき、上限を50万円として定めております。

2つ目として、参加者が50名以上であった場合は、補助対象経費の1/3以内で、1大会につき、上限を20万円として定めております。また、別表下段には、1として、補助金の額が1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとして、定めております。

2として、国・県の補助金等を併用する場合は、国・県の補助額等を超えない範囲で、国・県・市の補助金等の合計額が対象事業費を超えない額とする旨を定めております。

25ページにお戻り下さい。

附則でございます。

この告示は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、「下田市スポーツ大会開催費補助金交付要綱の制定について」に関する説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

教育長 　　ただいまの説明に質疑、意見等ございましたらお願いします。

全委員 　　異議なし。

教育長 　　異議なしとのことで、議第11号 下田市スポーツ大会等誘致推進事業補助金交付要綱の制定については原案のとおり承認することに決定しました。

(6) 議第13号 下田市スポーツ合宿等誘致補助金交付要綱の制定について

生涯学習課係長 　　38ページをお願いします。

議第13号 下田市スポーツ合宿等誘致補助金交付要綱を、別紙、39ページから53ページのとおり定めることについて、教育委員会の承認を求めるものです。

提案理由と致しましては、市内で行われるスポーツ団体等が行う合宿に補助金を交付するためでございます。

下田市スポーツ合宿等誘致補助金は、原則下市内を会場に、スポーツ・文化の振興を目的とするチーム、サークルなどの団体等において、延べ宿泊数など、対象要件を満たす、合宿等において、移動手段となる交通費、宿泊費に関する補助金を交付するものです。

それでは、要綱について説明させていただきます。

39ページをお願いします。

第1条は、スポーツ団体、文化団体等が行う合宿等を誘致することによる、スポーツ・文化の振興を目的とした、市内で行われる合宿等を開催しようとする者に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるとした、趣旨について定めております。

第2条は、「合宿等」とは、スポーツ団体、文化団体等が実施又は参加する合宿、大会若しくは発表会等であつて、市内に宿泊するものをいうと、定義しております。

第3条は、補助金の交付対象者は、合宿等行う団体とし、第2項においては、複数団体が合宿を行った場合の算定方法について定めており、第3項においては、暴力団員等の交付対象にしない場合の対象者を定めております。

第4条は、補助対象事業を定めているもので、第1項は、市内での合宿、市内宿泊施設への宿泊、延べ宿泊数が20泊以上であることなど、補助対象となる要件を、各号に定めております。

第2項は、第1項の規定にかかわらず、宗教的活動目的での開催など、補助対象事業としない合宿等の要件を、各号において定めております。

40・41ページをお願いします。

第5条は、補助対象経費及び補助金の額等を定めているものです。

第1項は、交通費に伴う補助対象経費について、1号では、鉄道を利用した場合の要件、2号では、バス等を借り上げた場合の要件について定めており、3号では次の表により、鉄道運賃については、一人当たり3,000円とし、補助限度額が10万円、バス等借上げ費については、補助対象経費の1/2以内とし、補助限度額を10万円、宿泊費については、延べ宿泊者数に1,000円を乗じた額とし、それぞれ、補助限度額は10万円としております。

補助金の額は、前各号のいずれか又は合算額とし、同一の主催者等につき1年度当たりの限度額を200,000円とすると定めております。補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとしております。

第6条は、複数年度にわたる合宿等を行うときは、年度ごとに申請等を行うものとする、取り扱いについて定めております。

第7条は、補助金の交付申請について、申請書及び添付書類の様式を43・44・45ページのとおり定め、市長に提出することとしております。

第8条は、補助金を交付決定又は却下する場合の、通知書の様式を45ページのとおり定め、申請者に通知することとしております。

第9条は、補助対象事業を中止しようとするときなど、補助金の変更申請が必要な場合の事項を、各号において規定し、計画の変更・中止を承認してもらうために提出する申請書の様式を44・45ページのとおり定めております。

第10条は、前条の規定に伴う変更承認書の様式を46ページのとおりを定め、申請者に通知することを定めております。

第11条は、事業完了後の実績報告に伴う報告書の提出期限及び様式、各号においては、様式も含め、添付すべき書類を定めております。様式については48・49・50ページで定めております。

第12条は、前条の規定による実績報告の内容を審査し、適正であると認めたときに、

交付すべき額を確定し、その旨を通知するための補助金額確定通知書の様式を 51 ページのとおり定め、補助事業者に通知する旨を定めております。

第 13 条は、補助金の交付請求書の様式及び、市長に提出する旨を定めております。様式については 52・53 ページで定めております。

第 14 条は、交付決定を取り消す場合の事項を各号に定め、各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる旨を定めております。

第 15 条は、補助金の取消しに伴い、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる旨を定めております。

42 ページをお願いします。

第 16 条 その他として、この要綱の定めるもののほか、当該補助金に関し必要な事項は、市長が別に定めることを規定しております。

附則でございます。

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、「下田市スポーツ合宿等誘致補助金交付要綱の制定について」に関する説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

教育長 　　ただいまの説明に質疑、意見等ございましたらお願いします。

宮内委員 　　39 ページの下田市暴力団排除条例の内容で、該当するものは対象としないとのことですが、参加者の中に暴力団関係者がいた場合はどうするのでしょうか。

生涯学習課係長 　　基本的には、事業計画書の中の、団体の概要がわかるものの提出を求めるため、そこで判断するような形になります。

教育長 　　その他質疑、意見等ございましたらお願いします。

全委員 　　異議なし。

教育長 　　異議なしとのことで、議第 13 号 下田市スポーツ合宿等誘致補助金交付要綱の制定については原案のとおり承認することに決定しました。

(7) 議第 14 号 下田市立学校処務規程の一部を改正する訓令の制定について

学校教育課係長

54 ページをお願いします。

議第 14 号 下田市立学校処務規程の一部を改正する訓令の制定について

下田市立学校処務規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定めることについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由でございますが、県様式の変更に伴う様式の改正等所要の改正を行うもの。

次の 55 ページから 67 ページが今回の改正に係る改め文、68 ページから 77 ページが新旧対照表になります。

改正の内容につきましては、68 ページからの新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。

左側が改正前、右側が改正後のものとなっており、アンダーラインが引いてある部分が今回の改正箇所でございます。

まず、第 12 条第 14 号中「インフルエンザ」の次に「・新型コロナウイルス感染症」を加えるもの。69 ページの様式をご覧ください、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症を選択式にし、同じ様式で報告できるように改めるものでございます。

次に、68 ページに戻っていただき、第 39 条第 1 項、後段を削るもの。

次に、70 ページの様式第 49 号から 74 ページ様式第 51 号の主な改正についてはそれぞれの様式の氏名欄の横に記載されていた男女の区別の記入欄を削除し、その備考欄の番号を調整するよう改めるもの。

次に 76 ページからの様式第 53 号については 77 ページ末尾の報告者の表記を変更し、その押印を省略するよう改めるものでございます。

お戻りいただき 67 ページ。附則でございますが、

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令の施行の際、現に旧様式により提出されている願、届等はこの訓令の相当する規程及び様式により提出された願、届等とみなす。

この訓令の施行の際、現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができるものでございます。

以上大変、雑駁ではございますが、事務局の説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

教育長

ただいまの説明に質疑、意見等ございましたらお願いします。

全委員

異議なし。

教育長

異議なしとのことで、議第 14 号 下田市立学校処務規程の一部を改正する訓令の制定については原案のとおり承認することに決定しました。

(8) 議第 15 号 下田市学校教育の基本方針について

学校教育課参事

別紙でお配りした、令和 6 年度下田市学校教育の基本方針をご覧ください。

主に現状と課題を中心に説明をさせていただきます。子供達を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少社会、環境問題、大規模災害など、急速な社会の変化に加え、従来の思考や方法が通用しない予測困難な時代を迎えています。未来を生きる子供達にとって、様々な困難に立ち向かい未来を切り拓いていく強さやたくましさ、そして、変化を前向きに受け止めしなやかに対応していく力が、必要不可欠であると考えます。

令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の第5類への移行に伴い、この数年制約を余儀なくされていた様々な活動に取り組むことができるようになりました。感染症への配慮は継続しつつ、実施方法を見直しながら、子供達にとって意義のある活動を実施したことは、大きな意味があったと考えます。統合2年目を迎えた下田中学校は、落ち着いた雰囲気の中で、生徒も教職員も互いに高め合い、充実した教育活動を推進しています。令和5年4月にコミュニティ・スクールの仕組みを導入したことで、地域人材や地域の企業、関係団体と共に学校をつくる視点が明確になり、総合的な学習の時間が効果的に展開されています。令和6年4月には、小学校にもコミュニティ・スクールの仕組みを広げ、それぞれの学校の特色や持ち味を生かしながら、つながりを大切にした教育活動に取り組めます。

未来を切り拓いていく強さやたくましさ、しなやかさの土台となるのは、下田の自然や歴史・文化、地元企業や志をもって活躍している地域人材等の教育資源を生かした、豊かな体験活動です。令和6年度は、「小中学校グローバルCITYプロジェクト事業補助金」を活用し、さらに児童生徒の豊かな体験活動を推進します。開国のまち「下田」に生まれ、育つ子供たちが、将来国際的な舞台でも活躍する力を育むよう、黒船交流やニューポート生徒派遣事業、英語力向上プロジェクトや上智大学等との連携を進め、英語力の向上や異文化理解、多様性を尊重する教育活動を進めます。同時に取り組まなければならない課題は、学校現場のDX化です。一人1台端末の導入後、各校では着実に活用が進んできました。令和5年度は、グーグルアカウントの付与やzoomの使用も進み、教職員の資質・能力も向上が見られます。令和6年度は、地域活性化起業人による支援体制を整備し、各校へ派遣することで、ICT教育のさらなる充実と、教職員の業務改善を進めます。令和6年1月の能登半島地震は、同じような地理的な環境にある私たちにとって、他人事とは思えない衝撃的な自然災害でした。自然災害時の避難のあり方や危機管理マニュアルの見直し等をはじめたところですが、安心・安全な学校生活の実現に向け、環境整備・体制整備を進めるとともに、時と場に応じた判断・行動ができる子供の育成に取り組めます。カーボンニュートラル等環境問題への対応や、5年後、10年後の市内小学校の姿、中学校の部活動のあり方等、取り組まなければならない課題は多々あります。そうした課題に対し、多様な視点から知恵を出し合い、下田ならではの充実した学校教育の実現を目指します。

取り組まなければならない課題に対して、多様な視点から知恵を出し合って下田ならではの充実した学校教育を目指していきたいと考えております。

教育長

ただいまの説明に質疑、意見等ございましたらお願いします。

全委員 異議なし。

教育長 異議なしとのことで、議第 15 号 下田市学校教育の基本方針については原案のとおり承認することに決定しました。

(9) 議第 16 号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

教育長 議第 16 号 要保護及び準要保護児童生徒の認定についてを議題とします。  
本件は個人情報を含むため、非公開での審議をお願いしたいですがよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 議第 16 号 要保護及び準要保護児童生徒の認定については、非公開で審議を行うこととします。

～非公開審議～

教育長 異議なしとのことで、議第 16 号 要保護及び準要保護児童生徒の認定については原案のとおり承認することに決定しました。

6 協議会報告事項

教育長 事務局から協議報告事項がありましたらお願いします。

学校教育課係長 下田市教育委員会訓令第 2 号の資料があると思います。訓令につきまして、影響の大きいものは議題にあげさせていただきましたが、軽微な変更のものは報告事項として報告させていただきます。下田市立学校出勤簿整理要領を改めさせていただきます。「調整」という項目を追加させていただきました。

報告は以上でございます。

教育長 協議報告事項について質疑、意見等ございましたらお願いします。

全委員 特になし。

教育長 質疑なしとのことで、協議報告事項については終了します。

7 その他

教育長 委員の皆様なにかございますでしょうか。

全委員 特になし。

教育委員会 4月定例会を 4月 25 日(木)13 時 30 分から開催。会場は下田市立中央公民館大会議室。

8 閉会

3月定例会 3月 26 日(火)13 時 30 分開会。

教育長 15 時 15 分に閉会を宣す。

会議録署名人